

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会から信頼される企業であり続けるために、
コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

サントリーグループ全体の コーポレート・ガバナンス体制

サントリーグループは「グループ経営」と「業務執行」を分離させる純粋持株会社制によるグループ経営体制を導入しています。企業理念「人と自然と響きあう」を実現するには、社会から信頼され、必要とされる企業グループであり続けなければなりません。そのために、経営の効率性を高め、地域社会やお客様、ビジネスパートナーなどのすべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、また企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

● グループ経営を担う各種会議体

サントリーホールディングス(株)の取締役会は10名の取締役で構成され、グループ経営に関わる課題の意思決定を行うとともに、グループ各社の業務執行を監督する役割を担っています。取締役会のもとには、トップマネジメント層から構成される「グループ経営戦略会議」を置き、グループ全体の経営課題を具体的に検討・協議することで、効率的かつ効果的なグループ経営を運営しています。

また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行を分離し、機動的な経営意思決定を実現する体制を整えています。

● 経営を監査する体制

サントリーホールディングス(株)の監査役会は4名の監査役で構成されており、うち2名が社外監査役です。監査役会は、取締役の業務執行をはじめ、内部統制システムの

整備状況、グループ経営全般に関わる業務執行状況について監査しています。加えて、外部監査法人が会計監査を実施し、会計や会計に関わる内部統制の適正性および適法性について、第三者の立場から検証しています。

また、グループ各社の業務執行状況などを監査・検証する内部監査部門としてグループ監査部を置き、社内規定に基づいて、業務執行の適正性および健全性の維持に努めています。

● 内部統制システムの強化

サントリーホールディングス(株)の取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスや情報管理、リスクマネジメントなどの取り組みを強化することで、より実効性のあるガバナンス体制の構築を目指しています。

サントリー食品インターナショナル(株)の コーポレート・ガバナンス体制

2013年7月に東京証券取引所に上場したサントリー食品インターナショナル(株)では、取締役11名(うち社外取締役1名)および監査役4名(うち社外監査役2名)で取締役会を開催し、透明性の高いガバナンスを維持するための体制を整えています。

また、「内部統制システム構築の基本方針」を策定した上で、取締役会の委嘱を受けた「リスクマネジメントコミッティ」や「品質保証委員会」を設置し、グループ経営上重要なリスクを網羅的・総括的に管理しています。

● コーポレート・ガバナンス体制

